

短期給付及び福祉事業財源率検討報告書

令和5年11月8日

短期給付及び福祉事業財源率検討委員会

令和5年11月8日

地方職員共済組合
理事長 関 博 之 様

短期給付及び福祉事業財源率検討委員会
座長 中 平 真

短期給付及び福祉事業財源率の検討結果について

本委員会においては、短期給付及び福祉事業財源率について、令和5年10月11日、10月30日及び11月8日の3回にわたり、審議を行ってきたところであります。

つきましては、その結果を下記のとおり報告いたします。

記

第1 短期給付財源率の復元について

- 1 短期給付財源率は、平成29年度からの暫定措置として、1,000分の10引き下げてきたが、短期組合員の加入や、団塊の世代の後期高齢者への移行等に伴い、短期経理財政は厳しい運営が予想されたため、令和4年度以降、組合員の負担に配慮する観点から段階的に復元することとした。

その結果、令和4年度及び令和5年度の短期給付財源率は、1,000分の1.8復元した1,000分の88.16として実施してきた。

- 2 近年、医療の高度化等により医療費が継続的に増加する中、短期組合員の加入等による組合員数の大幅な増加もあり、令和5年度の短期経理財政は大幅な赤字が見込まれている。

今後は、定年年齢の引上げ等により更なる医療費の増加も見込まれ、令和6年度以降も現行の財源率に据え置いた場合、令和8年度には短期積立金が枯渇することが予想される。

そのため、組合員の負担に配慮する観点から引き続き段階的な復元について検討を図ったが、今後政府は、出産費用の保険適用や育児休業取得に対する給付金制度の強化、少子化対策への財源負担など支出の増加要因となる制度改正を検討しており、これらの動向は不確定である。

3 このことから、今後の短期経理財政の安定的な運営のためには、令和6年度に短期給付財源率を完全に復元せざるを得ないものと判断する。

さらに、令和8年度以降の短期給付財源率については、改めて検討を行うことが適当である。

第2 福祉事業財源率の引上げについて

1 福祉事業財源率は、令和4年10月からの短期組合員の加入に伴い、均衡適用及び相互扶助の観点等に鑑みて福祉事業の水準の維持を図ることによる本部・支部を通じて見込まれる財源不足に対応するため、令和4年度以降、1,000分の0.2引き上げ、1,000分の2.56として実施してきた。

2 令和4年度及び令和5年度は、本部保健経理剰余金を活用して、支部における財源不足を補ってきたが、医療費適正化等の観点から、今後も引き続き安定した福祉事業を継続するために、福祉事業財源率を令和6年度に、1,000分の0.2引き上げることが適当である。

第3 まとめ

1 第1の短期給付財源率の復元と第2の福祉事業財源率の引上げは、いずれも組合員の負担につながるため、短期給付財源率を復元する範囲内で、福祉事業財源率の引上げを措置することが適当である。

具体的には、復元後の短期給付財源率から、福祉事業財源率に対し、その引上げ相当分を移譲する。

2 以上のことから、令和6年度の短期給付財源率は、現在の暫定引下げ分である1,000分の8のうち、1,000分の0.2に相当する部分を福祉事業財源率へ移譲したうえで復元し、1,000分の95.96として実施する。(現行の88.16から1,000分の7.8の復元)

また、福祉事業財源率は、現行の1,000分の2.56を1,000分の0.2引き上げ、1,000分の2.76として実施する。

3 今後も、短期経理財政の安定的な運営を確保するため、組合員数、人事委員会勧告を踏まえた標準報酬の動向、医療保険制度の改正等を注視しつつ、毎年度、短期経理財政の検証を実施し、短期積立金の推移を踏まえながら、その運営についての的確に対応していく。

また、福祉事業については、健康増進及び疾病予防に係る事業の充実に向けて、重点的に取り組んでいく。

(別紙)

短期給付及び福祉事業財源率変更案

(単位:‰ (パーミル))

区 分		現 行 A	変 更 案 B	差 B - A
掛 金 率	短 期 給 付	44.08	47.98	3.9
	福 祉 事 業	1.28	1.38	0.1
	計	45.36	49.36	4.0
負 担 金 率	短 期 給 付	44.08	47.98	3.9
	福 祉 事 業	1.28	1.38	0.1
	計	45.36	49.36	4.0
合 計	短 期 給 付	88.16	95.96	7.8
	福 祉 事 業	2.56	2.76	0.2
	計	90.72	98.72	8.0

※ 育児休業手当金及び介護休業手当金に係る公的負担分を除く。

令和5年度 短期給付及び福祉事業財源率検討委員会名簿

座長 中平 真（地方職員共済組合理事）

副座長 瀬上 英克（自治労全北海道庁労働組合連合会書記長）

委員 大西 将之（自治労大阪府職員関係労働組合副執行委員長）

委員 後藤 康治（福島県総務部職員業務課福利厚生室長）

委員 佐々木 真由美（岩手県職員労働組合書記長）

委員 鈴木 庸一郎（愛知県人事局職員厚生課長）

委員 本多 英樹（長崎県職員連合労働組合長崎支部書記長）

委員 柳瀬 幸成（広島県総務局福利課長）

委員 山名 由起子（徳島県経営戦略部職員厚生課長）